

39. 申告手続の電子化促進のための環境整備

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

税務手続におけるICT(注1)の活用を推進し、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要と考えられている。このため、申告手続の電子化について一部義務化と環境整備が進められる。

(注1) ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、「情報伝達技術」と訳される。

(2) 内容

① 特定法人(注2)は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出に関して電子申告が**義務化**される。

② ①の電子申告がなされない場合には、**書面提出をしていたとしても無申告**として取扱われる。(注3)

③ 特定法人以外の法人は、電子申告は義務化されないが、添付書類を電子的に提出することは可能となる。

④ 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出が可能となる。

(注2) 特定法人とは、内国法人のうち**事業年度開始の時の資本金の額が1億円を超える法人**などをいう。

(注3) 災害等により電子的な提出が困難と認められる場合は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面提出が可能であり無申告としては取扱われない。

(3) 適用時期

① 特定法人の電子申告義務化は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)より適用

② 年末調整手続に関する改正は、
 所得税:平成32年分以後の所得税(平成32年10月1日以後提出する年末調整関係書類)について適用
 住民税:平成33年度分以後の個人住民税について適用

(4) 届出

既存の資本金1億円超の法人は、平成32年4月1日以後最初に開始する事業年度の初日から1月以内に、特定法人に該当することとなった旨を記載した届出書を提出しなければならない。

2. 改正の内容

(1) 法人税等及び消費税の申告書の電子申告による提出義務の創設

項目	内容
<p>特定法人の電子申告義務化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定法人は、法人税・消費税・法人住民税・法人事業税の納税申告書等及び添付書類の提出を電子的に行わなければならない。 ・電子的な提出が困難と認められる一定の事由がある場合（電気通信回線の故障、災害、その他の理由によりインターネットが利用できず電子申告ができない場合）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。 ・既存の資本金1億円超の法人は、施行日以後最初に開始する事業年度の初日から1月以内に、特定法人に該当することとなった旨を記載した届出書を提出しなければならない。（施行日以後、増資等により特定法人に該当することとなった場合の同届出書の提出期限は、該当することとなった日から1月以内（新設法人の場合は設立日から2月以内）
<p>提出方法の拡充 ・ 柔軟化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類の光ディスク等による提出 ・ 電子申告の送信容量の拡大 ・ 別表（明細記載を要する部分）、財務諸表、勘定科目内訳明細書のデータ形式をCSV形式により作成可能とする。
<p>提出先の一元化 ・ 提出書類のスリム化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化 ・ 土地収用証明書等の添付省略及び保存要件化 ・ 送信するイメージデータの紙原本の保存不要化 ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

2. 改正の内容

(2) 特定法人と特定法人以外の法人における取り扱いの比較

下記内容は平成32年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

特定法人とは、内国法人のうち**事業年度開始の時**において資本金の額又は出資金の額が**1億円を超える**法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。(法人課税信託の受託者を除く)

書類区分	特定法人(資本金1億円超)	特定法人以外
確定申告書等	電子提出 義務化	書面提出可(電子提出は 任意)
添付書類(決算書類等)	電子提出 義務化	書面提出可(電子提出は 任意)
外形標準課税対象法人等の地方税申告書に添付する貸借対照表、損益計算書	添付省略可	(外形標準課税対象外)
収用等の特例にかかる第三者作成書類	添付省略可(要保存)	

なお、災害等により電子的な提出が困難と認められる場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内における納税申告書等の書面提出が可能となり、無申告としては取扱われない。

2. 改正の内容

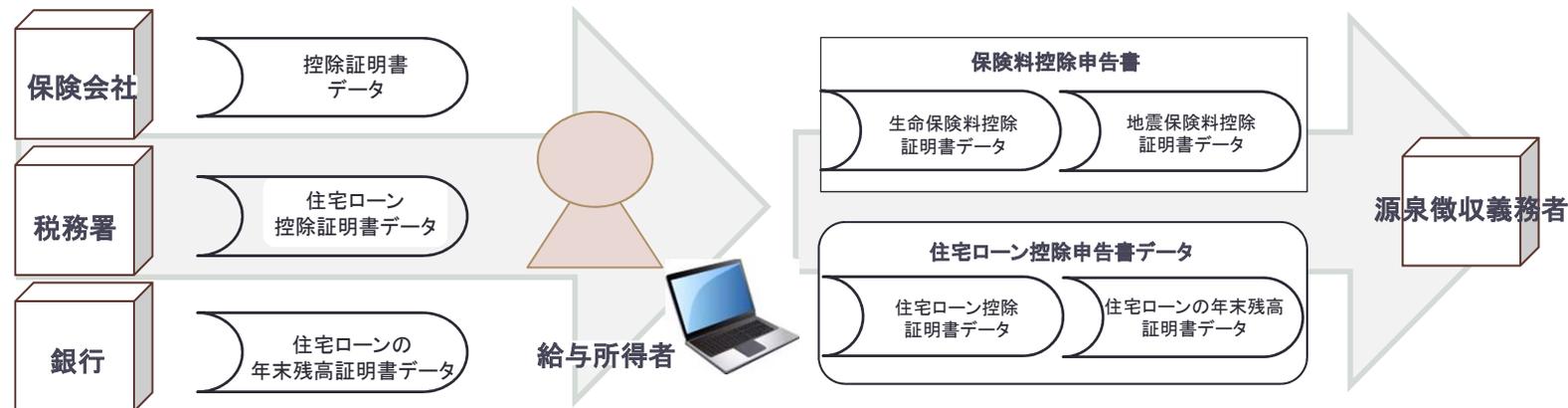
(3) その他 年末調整手続きの電子化

改正前、書面で源泉徴収義務者に提出されている生命保険料控除、地震保険料控除の添付書類及び住宅ローン控除申告書等について、電磁的方法による提出(電子提出)を可能とする。

書類区分	生命保険料控除	地震保険料控除	住宅ローン控除		
	控除証明書	控除証明書	控除申告書	控除証明書	年末残高証明書
改正前	書面				
改正後	書面又は電磁的方法				

給与所得者から源泉徴収義務者へ電磁的方法により書類が提出されることで、実務上、源泉徴収義務者の事務負担の軽減が期待できる。また、給与所得者についても書類を紙面で管理・提出する必要がなくなることから利便性の向上や紛失のリスク軽減が期待される。一方、各種データの発行元、給与所得者、源泉徴収義務者間で当該電子データの授受が行われるため、データ送付やデータ保管方法の一層のセキュリティ確保が課題になると推測される。

改正後の年末調整手続き電子化のイメージ図



※ 生命保険料控除及び地震保険料控除については平成32年分以後の所得税について適用

※ 住宅ローン控除については平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

(出典)「第14回 政府税制調査会(平成29年11月1日)提出資料」を加工